

平成19年1月19日
三井生命保険株式会社

炎症性腸疾患に対する契約引受基準の一部見直しについて

三井生命保険株式会社（社長 西村 博）は、NPO法人日本炎症性腸疾患協会（理事長 福島 恒男、以下 CCFJ）と連携して、1月22日より代表的な炎症性腸疾患（以下IBD）である潰瘍性大腸炎とクローン病に対する生命保険契約の引受基準を一部見直すこととなりましたのでお知らせいたします。

当社では引き続き、生命保険契約の引受における医学的な側面も含む全般的な査定技術の向上を図り、公平な観点から、引受対象をより広げていくよう取り組んでまいります。

記

【見直しの背景・概要】

潰瘍性大腸炎^(注1)とクローン病^(注2)については、根治的な治療が確立していない疾患として位置付けられていたことから、これまで当社では当該疾患患者の方々については、生命保険契約の引受対象としておりませんでした。

しかしながら、両疾患に対する治療技術の進歩により死亡および入院リスクが著しく改善している現状に鑑み、この度CCFJと連携して、疾患の重症度や治療内容等を勘案のうえ、一定条件のもと全生命保険契約に関して引受を行っていくことといたしました^(注3)。

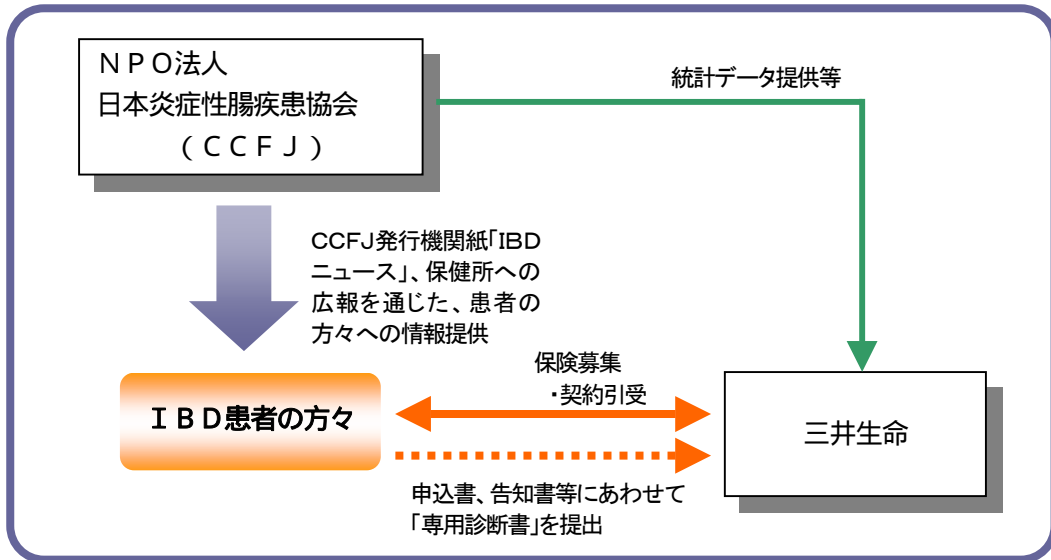
これにより、今まで生命保険契約にご加入できなかったIBD患者の方々が、一般のお客さまと同様にご加入いただけるようになります。（ただし、保険種類等によってはお引受できないケースもあります。）

(注1) 大腸の粘膜に慢性の炎症または潰瘍やびらん（ただれ）ができる原因不明の病気で、主な症状は、血便、粘血便、下痢や腹痛等です。炎症が起きる場所は、直腸を中心として始まり、大腸全体にまで広がることがあります。また、長期的にわたり良くなったり、悪くなったりを繰り返します。

(注2) 小腸や大腸に潰瘍ができて、それに伴い腹痛や下痢が生じる病気です。薬物療法や栄養療法で症状を抑えることができますが、現在のところ病気を完全に治す治療はわかっていません。

(注3) お申込みにあたっては、通常の申込書類（申込書、告知書等）に加え、専用診断書を別途提出していただくことが必要です。なお、当社において、告知内容や専用診断書内容等に基づいて査定した結果、お引受できない場合や、条件付にてお引受させていただく場合もあります。

【仕組み】



【炎症性腸疾患専用お客さま相談窓口の連絡先】

三井生命コミュニケーションセンター

0120-270-706 (土・日・祝日を除く9:00~17:00)

以上